

当事者が整理手続に付すべき旨を申し出た事案について

(平成25年1月1日～同年6月30日まで)

(注1) 全国の地検の検察官に対して、平成25年1月1日から同年6月30日までの間、当事者が裁判所に対して事件を整理手続に付すべき旨の申出を行った事案についての報告を求めた結果による。

(注2) () 内の件数は、第4回会議において調査結果の中間説明(平成25年1月1日から同年4月30日までの分)をした際のもの。

1 概要

(1) 当事者が整理手続に付すべき旨申し出た事案

総数：100件(71件)

検察官のみによる申出：10件(7件)

被告人又は弁護人のみによる申出：86件(61件)

双方による申出：4件(3件)

(2) 当事者が整理手続に付すべき旨申し出たが同手続に付されなかった事案

総数：35件(25件)

検察官のみによる申出：2件(2件)

被告人又は弁護人のみによる申出：33件(23件)

双方による申出：0件(0件)

※ 整理手続に付されるか否かが未確定のもの：1件(8件)

2 被告人又は弁護人が申し出たものの整理手続に付されなかった事案について

総数：33件(23件)

○ 検察官による証拠の任意開示の有無

任意開示が行われたもの：31件(20件)

任意開示が行われていないもの：2件(3件)

うち

}	被告人又は弁護人の申出の理由が証拠開示以外のもの：1件(1件)
	弁護人の交代による方針変更で任意開示を求めないこととなったもの
	：1件(0件)

○ 公訴事実に対する争いの有無

争いのないもの：4件(4件)

争いのあるもの：29件(19件)

うち

}	争点・証拠構造が比較的単純であると思われるもの：26件(16件)
	打合せによって争点・証拠の整理をしたと思われるもの：2件(2件)
	その他：1件(1件)